

令和6年度定期監査結果報告書

- 1 監査実施期間 令和6年10月2日から令和6年10月4日まで
- 2 監査対象年度 令和6年度
- 3 監査の実施日及び対象機関名

実 施 日	対 象 機 関 名
令和6年10月2日（水）	黒石市立六郷小学校、黒石市立黒石東小学校
令和6年10月3日（木）	黒石市立東英小学校、黒石市立黒石中学校
令和6年10月4日（金）	黒石市立黒石小学校、黒石市立中郷中学校

4 監査の着眼点及び実施内容

本監査は、令和6年度の財務に関する事務の執行について、黒石市監査基準（令和2年黒石市監査委員訓令第1号）に基づき実施したものである。

監査に当たっては、旅行命令簿、時間外（休日）勤務等命令簿、備品保管簿等の関係諸帳簿及び証拠書類の提出を求め、担当職員から説明を聴取するなど、法令等に適合し、正確で経済性、効率性及び有効性が確保され、適正に執行されているかを重点として実施した。

主な着眼点は、次のとおりである。

- （1）支出事務は、適正に行われているか。
- （2）旅行命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- （3）時間外（休日）勤務等命令は、合理的に行われ、適正に執行されているか。
- （4）郵便切手等は、適正に管理されているか。
- （5）備品は、適正に管理されているか。
- （6）契約事務は、適正に執行されているか。

5 監査の結果

令和6年度の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認めた。監査結果の詳細は、次のとおりである。

なお、各事務処理に関して注意を促した軽微な事項については、省略する。

（1）支出事務について

支出事務については、旅費の支給漏れがあった。その他については、適正に行われていると認めた。

(2) 旅行命令について

旅行命令については、旅行命令が発せられていないものがあった。その他については合理的に行われ、黒石市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等に基づき、適正に執行されていると認めた。旅行命令簿の記載については、車賃及び距離の誤り（支給金額に誤りはない。）並びに命令日が時系列に記載されていないものがあった。

(3) 時間外（休日）勤務等命令について

時間外（休日）勤務等命令は、必要に応じて合理的に行われており、黒石市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき、適正に執行されていると認めた。

(4) 郵便切手等について

郵便切手等については、不正な使用はなく、黒石市会計規則に基づき、郵便切手受払簿により適正に記帳し、管理されていると認めた。

(5) 備品について

備品の出納及び保管については、黒石市会計規則に基づき、おおむね適正であると認めた。

(6) 契約事務について

契約事務は、黒石市契約規則等に基づき、適正に執行されていると認めた。